

熊本市中小企業融資制度要綱

制定 令和5年3月29日市長決裁

改正 令和5年4月19日経済観光局長決裁

令和5年5月30日経済観光局長決裁

令和6年3月28日商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業の資金供給の円滑化を図ることにより、市内中小企業者の健全で持続可能な発展及び振興を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(融資の種類)

第3条 熊本市中小企業融資制度（以下「融資」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度（以下「創業サポート資金」という。）
- (2) 熊本市中小企業小口資金融資制度（以下「小口資金」という。）
- (3) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度（以下「経営向上小口資金」という。）
- (4) 熊本市中小企業経営活性化資金融資制度（以下「経営活性化資金」という。）
- (5) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度（以下「経営安定特例資金」という。）

(融資対象者)

第4条 融資対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。ただし、各融資制度要綱運用規程（以下「運用規程」という。）に定めがある場合は、各運用規程の定めを優先する。

- (1) 熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。
 - (2) 市内に1年以上住所を有していること。ただし、創業サポート資金又は経営安定特例資金で融資を受ける場合を除く。
 - (3) 同一事業を1年以上営んでいること。ただし、創業サポート資金、経営安定特例資金又は補助金活用支援資金で融資を受ける場合を除く。
 - (4) 市県民税又は法人市民税について、未申告かつ滞納がないこと。
 - (5) 許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けている又は、事業開始までに受けること。
 - (6) 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。
 - (7) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- 2 前項第2号に規定する市内に1年以上住所を有しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、1年以上経過していること。
 - (2) 法人においては、本市への本店所在地の登記日から起算し、1年以上経過していること。
- 3 第1項第3号に規定する同一業種を1年以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 個人事業者においては、次に掲げるもののいずれかに該当するもの
 - ア 直近2か年度の税務申告がなされていること。
 - イ 帳簿や伝票にて1年以上の営業取引が確認できること。
 - ウ 営業所賃貸借契約又は、商取引契約の期日が1年以上経過していること。ただし、許認可を要する事業については、上記に加え、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。

(2) 法人においては、設立登記日より1年以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。

ア 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合

イ 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

4 第1項第4号に規定する市県民税又は法人市民税の未申告かつ滞納がないこととは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 別表2(1)⑤に定める納税証明書において、納期到来分の未申告かつ滞納がないこと。

(2) 別表2(1)⑧に定める書類において、分割納付を誓約し、かつ、当該分割納付を履行していると認められること。

(融資の条件)

第5条 第3条各号の資金使途、融資限度額、融資条件等は各運用規程に定めるものとする。

(信用保証)

第6条 融資は、熊本県信用保証協会の信用保証に付するものとする。

(借換)

第7条 小口資金、経営向上小口資金、経営活性化資金については、別表1に定める資金の債務返済を目的として融資を受けることができる。

(取扱金融機関)

第8条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、横浜幸銀信用組合、熊本県信用組合及び商工組合中央金庫とする。

(融資申込)

第9条 融資を受けようとする者は、別表2に定める申込書及び提出書類(以下「申込書等」という。)を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。ただし、別の書類により要件及び内容の確認が可能な場合は、その書類に代えることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、制度別で提出する書類がある場合は、各運用規程に定めるものとする。

(融資の斡旋)

第10条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めるときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

(融資審査等)

第11条 第9条の申込書等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、申込書等に保証協会の求める書類を添えて保証協会に提出し、また、市の必要書類についても保証協会を経由し市に提出するものとする。

2 保証協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び保証協会は、融資手続きを公正かつ迅速に行うものとする。

(融資の実行)

第12条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(預託及び融資目標)

第13条 市は、貸付原資の一部として、予算の範囲内で取扱金融機関に貸付け(以下「預託」という。)を行う。

2 取扱金融機関は、預託を受けた融資に別表3に定める以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要綱で定めるところにより融資を行うものとする。

3 取扱金融機関は、必要がない場合、預託を辞退することができるものとし、別表4に定める期日までに預託金辞退届（様式第2号）を市に提出しなければならないものとする。この場合において、取扱金融機関は、自己資金をもって十分な融資準備金を確保するものとする。

4 前号の規定により、再度預託を受けるときは、別表4に定める期日までに預託金再開届（様式第3号）を市に提出しなければならない。

（損失補償）

第14条 市は、この制度の実施のため、損失補償を行うことが必要と認める資金については、保証協会との間に損失補償契約を締結する。

（歩積、両建等の禁止）

第15条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。

（融資状況の報告）

第16条 保証協会は、毎月10日までに、前月の保証状況について市に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日保証申込分より適用する。

（熊本市中小企業小口資金融資制度要綱等の廃止）

2 次に掲げる融資制度要綱は、廃止する。

(1) 熊本市中小企業小口資金融資制度要綱（昭和38年8月7日制定）

(2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度要綱（平成16年3月31日制定）

(3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱（昭和43年4月1日制定）

(4) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度要綱（平成12年3月22日制定）

(5) 熊本市中小企業短期資金融資制度要綱（平成24年3月26日制定）

(6) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱（昭和55年4月11日制定）

(7) 熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱（昭和62年5月28日制定）

(8) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度要綱（昭和46年11月1日制定）

(9) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度要綱（平成16年3月31日制定）

(10) 熊本市中小企業高度化資金融資制度要綱（昭和44年4月1日制定）

(11) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度要綱（平成24年3月26日制定）

（経過措置）

3 この要綱の施行日前に、前項の要綱による規定により貸付がなされた資金については、従前の例による。

附 則

この要綱は令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の第3条第6号の規定により貸付がなされた資金については、従前の例による。

別表1（第7条関係）

資金名	借換の申込ができるとき	借換可能
小口資金	小口資金の融資残高が2分の1以下になった場合	小口資金のみ
経営向上小口資金	経営向上小口資金の融資残高が2分の1以下になった場合	経営向上小口資金のみ
経営活性化資金	随時	熊本市中小企業融資制度にかかる全ての資金（取扱い終了分を含む）

別表2（第9条関係）

(1) 共通提出書類

提出書類	法人	個人	備考
①熊本市中小企業制度融資借入申込書（様式第1号（共通））	○	○	
②印鑑証明書（写）	○	○	令和3年4月以降の保証協会の利用が初めての場合
③決算書	○		直近2期
④確定申告書		○	直近2年
⑤（ア）個人事業主の場合 市県民税の納税証明書 ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し （イ）法人の場合 法人市民税の納税証明書	○	○	直近1年分 ただし保証協会の利用が初めての 場合は2年分
⑥商業登記簿謄本（写）	○		保証協会の利用が初めての場 合※2回目以降は、変更がある場 合等必要に応じて提出を求める 場合がある。保証協会の利用が 初めての場
⑦信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類	○	○	
⑧その他関係機関が必要とする書類	○	○	

※NPO法人が申込人の場合は、「③決算書」を「③事業報告書、計算書類及び財産目録」に、「⑥商業登記簿謄本」を「⑥商業登記簿謄本、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」に読み替える。

※提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、融資申込の日から3か月前までに発行されたものでなければならない。

(2) 中小企業者により必要な提出書類

提出条件	提出書類			備考
	法人	個人		
①許認可が必要な業種の場合	<input type="checkbox"/> 営業許可証	○	○	
②出資の額又は資本の総額が中小企業信用保険法で定める金額を超え、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の90%を超えており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 従業員数を確認できる公的機関が発行する証明書 [労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)等]	○	○	
③関係機関が必要とする場合	<input type="checkbox"/> 残高試算表	○	○	
	<input type="checkbox"/> 資金繰表	○	○	
	<input type="checkbox"/> 収支予定表	○	○	
	<input type="checkbox"/> その他関係機関が必要とする書類	○	○	

※提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、証明書類は、融資申込の日から3か月前までに発行されたものでなければならない。

別表3 (第13条関係)

	協調倍率	
	市	金融機関
3	1	2

※預託額は、前年9月末日の融資残高を基準として算定する（融資残高には取扱期間が終了した融資を含む。ただし、小口資金を除く）。

別表4 (第13条関係)

預託時期	様式第2号および様式第3号提出期限
4月	2月末日